

## 「旭川流域懇談会」 設立趣旨

平成9年に河川法改正の趣旨に則り、旭川水系の河川整備基本方針(河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、基本高水・計画高水流量等)及び河川整備計画(河川整備の目標と河川工事、河川の維持の内容等)の策定準備を進めているところです。

現在、河川整備計画の策定にあたり、同整備計画の原案及び関係住民意見の反映について審議を行う「旭川流域委員会」を設置するため、「旭川流域委員会準備会」を設置し、その準備を行って来たところです。

しかし、河川整備基本方針については、河川管理者において作成を進めているところですが、社会資本整備審議会(河川分科会)による決定・公表まで今しばらく時間を要する状況となりました。

このため、「旭川流域委員会」設置までの間、旭川に関する諸情報の共有化及び関係住民と河川整備の現状と課題についての認識を深めるため、「旭川流域懇談会」を国土交通省中国地方整備局岡山河川工事事務所長の委嘱により設置するものです。

# 「旭川流域懇談会」規約

## (名称)

第1条 本会は、「旭川流域懇談会」(以下「懇談会」という。)と称す。

## (目的)

第2条 懇談会は、旭川河川整備計画【直轄管理区間】の策定にあたり、「旭川流域委員会」設置までの間、旭川に関する諸情報の共有化及び関係住民と河川整備の現状と課題についての認識を深めることを目的として、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

## (組織)

- 第3条 懇談会は、座長及び委員をもって組織する。委員の委嘱は事務所長が行う。
2. 委員は、旭川流域委員会準備会委員(別表-1)で構成する。なお、必要に応じて懇談会委員の総意に基づき、事務所長へ委員の追加を要請することができる。
  3. 委員の任期は、旭川流域委員会準備会の再開までとする。
  4. 座長は、委員の互選によって決定する。
  5. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

## (議事等)

- 第4条 懇談会は座長が召集する。
2. 懇談会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。
  3. 懇談会の意思決定は、出席委員の過半数を持って行うものとするが、少数意見がある場合には必要に応じてこれを付するものとする。
  4. 懇談会は、専門的な事項を審議する必要がある場合には、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。
  5. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。
  6. 懇談会は、部会を設置する場合は部会委員や部会運営方針を別に定める。
  7. 懇談会は、別途設置される部会等の委員の兼務を認める。

## (情報公開)

- 第5条 懇談会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。
2. 河川管理者は前項で定めた内容について積極的に情報公開に努める。

## (事務局)

第6条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所調査設計課に置く。

2. 事務局は、懇談会の指示に基づき以下の事務を行う。

- ・会議資料（案）の作成
- ・議事録（案）の作成
- ・会議内容のとりまとめ及び公表資料（案）の作成
- ・その他

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

（附 則）

この規約は、平成 15 年 3 月 11 日から施行する。

平成 15 年 7 月 24 日 一部改正

## 別表-1

## 「旭川流域懇談会委員」

旭川流域委員会準備会より移行

氏名（敬称略、50音順）	専門分野	所 属
うさみ えいじ 宇佐美 英 司	法 律	弁護士
うちだ かずこ 内 田 和 子	地 理・防 災	岡山大学 文学部 教授
さとう くにやす 佐 藤 國 康	生 物	川崎医療福祉大学 環境論 教授
たなか しゅういち 田 中 収 一	マ ス コ ミ	山陽新聞社 論説委員
たにくち まもる 谷 口 守	都 市 計 画	岡山大学 環境理工学部 教授
なごう ひろし 名 合 宏 之	河 川 工 学	岡山大学 環境理工学部 教授
ひさの のぶよし 久 野 の ぶ よ し 義	人 文・歴 史	岡山大学 文学部 教授
計 7 名		

必要に応じ、委員を追加

# 旭川流域懇談会 運営要領

## (趣 旨)

この要領は旭川流域懇談会(以下「懇談会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (運営方針)

- 1) 懇談会の運営方針(議事の進め方等)は懇談会で決定するものとする。
- 2) 岡山河川事務所は河川管理者として、座長の許可を得て資料の説明や回答することができる。
- 3) 必要に応じて、座長の判断により委員以外から意見を聴くことができる。
- 4) 懇談会の内容に関する意見は、文章により郵送、FAX、電子メールで事務局にて受け付けるものとする。

事務局：国土交通省 岡山河川事務所 調査設計課

〒700-0914 岡山市鹿田町2丁目4番36号

FAX (086) 234-2298

URL <http://www.okakawa-mlit.go.jp>

Eメール [okakawa5@pol.oninet.ne.jp](mailto:okakawa5@pol.oninet.ne.jp)

## (公開方法)

- 1) 懇談会は原則として公開するものとするが、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2) 懇談会資料及び議事録については、国土交通省岡山河川事務所のホームページにて公開するとともに、当事務所にて閲覧することができる。

以上

# 旭川流域懇談会 傍聴要領

## (趣 旨)

この要領は旭川流域懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、議事を円滑に進めるため、傍聴に係る必要な事項を定めたものです。

## (傍 聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記載してください。
- 2) 傍聴者数については可能な限り確保することとしますが、会場の都合により満席となった場合は、入室を制限することがあります。
- 3) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
  - 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしない。
  - 私語、談論などをしない。
  - プラカード、はちまき、腕章の類などをしない。
  - 許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしない。
  - 携帯電話などを使用しない。
  - 前号に揚げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為を行わない。
- 4) 傍聴者が前号に揚げる事項を遵守しない場合は、座長より傍聴者へ退室を指示する場合があります。
- 5) 委員による会議の非公開の決定があった場合又は座長が退室を指示した場合は、傍聴者は速やかに退室してください。
- 6) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。

以上

# 旭川流域懇談会 一般傍聴者受付簿

) 懇談会の傍聴を希望される方は、下記へ氏名をご記入下さい。

No	氏名	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		